

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | (1)公の施設 鯖江市総合体育館 他11スポーツ施設
(2)指定管理者 一般社団法人 鯖江市スポーツ協会
(3)施設の所管課 生涯学習・スポーツ課 |
| 3 事前調査期間 | 令和4年1月21日から令和4年2月4日まで |
| 4 監査日 | 令和4年2月4日 |
| 5 監査対象年度 | 令和2年度 |
| 6 監査対象事項 | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 7 監査の方法 | |

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 8 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
 (3)利用料金の設定や収納は適正に行われているか。
 (4)利用促進のための努力はされているか。
 (5)施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。
 (6)施設の管理に係る各種規程は整備されているか。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要

施設名	鯖江市総合体育館 他 11 スポーツ施設
所在地	鯖江市東鯖江3丁目6番10号 他
施設の竣工時期	鯖江市総合体育館 昭和50年3月 鯖江市東公園多目的広場 昭和61年3月 鯖江市民プール 昭和57年6月 鯖江市ゲートボールセンター 平成6年3月 鯖江市東公園陸上競技場 昭和53年3月(平成3年改修) 鯖江市西山公園野球場 昭和39年(平成6年改修) 鯖江市南公園グラウンド 昭和50年(平成4年改修) 鯖江市御幸公園グラウンド 昭和50年(平成3年改修) 鯖江市神中公園テニスコート 昭和51年竣工(平成4年改修) 鯖江市西公園グラウンド 昭和52年(平成3年改修) 鯖江市丸山公園多目的グラウンド 昭和58年3月 鯖江市スポーツ交流館 平成7年3月
指定管理開始日	平成19年4月1日
指定管理選定方法	公募

2 指定管理者の概要

名称	一般社団法人 鯖江市スポーツ協会
代表者	会長(代表理事) 片山 正徳
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(平成22年度～3期目)
指定管理料	指定期間総額 322,000,000円 令和2年度 56,686,000円

3 施設の利用状況

鯖江市スポーツ施設等利用者数

(人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	0	309	5,237	14,221	12,327	19,167	16,536	16,699	10,782	8,785	9,370	11,195	124,628
令和3年度	9,024	6,239	17,192	29,416	13,746	13,430	15,853	10,705	9,331	-	-	-	124,936

*令和3年度の数値は、令和3年12月末現在

第3 監査の結果

鯖江市スポーツ施設等の指定管理者（(一社)鯖江市スポーツ協会）における事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されており、重大な問題点は見受けられなかった。

なお、一部改善を要する事項については、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

1 指摘事項

【共通】

(1) 鯖江市スポーツ施設等管理運営業務仕様書の精査について

「鯖江市スポーツ施設等の管理に関する年度協定書」の管理業務仕様書中「3 スポーツ施設等の設備の維持管理に関する個別仕様」で指示されている内容について、実際には無い設備の点検など設備の実状と合っていない項目がある。多岐にわたる施設を管理していく上で基本となる部分であるので、現状を再確認し、仕様書の内容を精査されたい。なお、見直しの際には、実際に管理している指定管理者と担当課で協議し、実態に応じた業務を反映した仕様内容となるようにされたい。

(2) 施設・設備の修繕について

年度協定書において、1件20万円未満の修繕は指定管理者が行い、20万円以上の修繕は教育委員会で行うことになっているが、令和2年度に指定管理者が対応した20万円以上の修繕は6件で合計1,823,730円である。修繕費の予算200万円に対し執行額は3,989,775円となっている。利用者の安全と利便性のため、協議の上、緊急修繕を実施したものであるが、本来20万円以上の修繕は市側が実施すべきものである。モニタリングでも故障等の報告が多く見受けられるので、改めて修繕が必要な箇所をチェックし、危険度や緊急性について指定管理者と担当課で協議を行い、予算のあり方や修繕の優先順位など計画的に対応するようにされたい。

なお、経年劣化により修繕が必要となる施設・設備が今後も多数出てくると思われる。コストの問題もあると思うが、専門業者による点検等を取り入れることで、重大事故の未然防止や不具合を最小限に留め、長寿命化を図る予防保全についても検討されたい。

2 改善事項

【生涯学習・スポーツ課】

(1) 備品管理について

指定管理者が購入し市に寄付された備品について、備品台帳への登録手続きがされておらず、同様に廃棄の手続きも行われていない。それにより年度協定書の備品一覧の内容と実際の備品の状況に差異が生じていると思われる。備品の状況確認を行い、必要な事務手続きを執り、備品が適正に管理されるようにされたい。

【(一社) 鯖江市スポーツ協会】

(1) 契約書の作成と履行確認について

夜間照明管理業務委託他の契約書について、記載の誤り等が見受けられた。受注者との間に疑義が生じることの無いように適正な契約書を作成されたい。また、一部出来高の確認に不明瞭なものがあったので、業務報告書の提出やその内容について履行確認を確実に行なわれたい。

(2) 事故等発生時の報告・記録等について

危機対応マニュアルにおいて事故等が発生した場合の連絡体制が規定されており、市にも報告を行っている中で、軽微なものについての事故報告書までは作成していないとのことであるが、マニュアルの「事故等対応（危機管理）1. ⑥事故の原因究明に関する事」として、「指定管理者は事故の発生の状況や各々が行った緊急対応を時系列で記録・整理する。」とある。大事に至らなかったケースでも、施設利用者やイベント参加者の体調不良やケガにより手当をしたり、救急搬送等を行ったりした場合には、事故についての記録を作成し、経緯を明確にしておくことで、事故の原因分析や再発防止に役立てられたい。